

私たちは CKC持続成長ビジョンを描き、
「安全・安心の国土形成と持続未来社会の発展に貢献するオンリーワンカンパニー」を目指しています！

土砂災害防止法に基づく基礎調査

～土砂災害の危害のおそれを調査し、災害を未然に防ぎます～



近年の豪雨の頻発によって、大規模な土砂災害が各地で発生しています。このような土砂災害の危険性を調査し、未然に災害を防止するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りのおそれがある土地の基礎調査を行います。

具体的には、地形、地質、過去の災害履歴を調査し、机上調査と現地調査によって、土砂の予想到達範囲、土砂災害の発生のおそれがある箇所を明らかにします。2 巡目以降の調査では、デジタルの地形図など、より高精度な地形情報を活用して実施します。

当社は、土砂災害に高度な知識・技術、実績を豊富に有する専門家を有しているとともに、砂防フロンティア整備推進機構の照査の対応やトレーニングプログラムなどを行っており、適切かつ精度の高い基礎調査を実行いたします。

問い合わせ先



安全・安心の国土形成と持続未来社会の発展に貢献するオンリーワンカンパニー

中央開発株式会社

<https://www.ckcnet.co.jp> E-mail: ckc_post@ckcnet.co.jp

■技術サポート

ソリューションセンター・東京支社

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田3-13-5 Tel 03-3208-5252 Fax 03-3232-3625

1 調査対象箇所の抽出

- ◆ 危険箇所（急傾斜地、土石流、地すべり）の地形条件に合致する区域であり、かつ社会条件として人家等がある箇所、または将来人家等の立地が予想される箇所を抽出します。
- ◆ 地形条件は 1/25,000 地形図等を用いて判定し、社会条件は現況の土地利用状況や開発計画等を参照して判断します。

1 調査対象箇所の抽出

- 地形条件
- 社会条件

2 区域設定のための調査

【机上調査】

- 地形調査
- 地質調査
- 対策施設等状況調査
- 過去の災害実績調査

【現地調査】

- 机上調査結果の確認と修正、不足事項の収集

3 危害のおそれのある土地等の設定

【机上設定】

- 危害のおそれのある土地の設定
- 著しい危害のおそれのある土地の設定

4 危害のおそれのある土地等の調査

【現地調査】

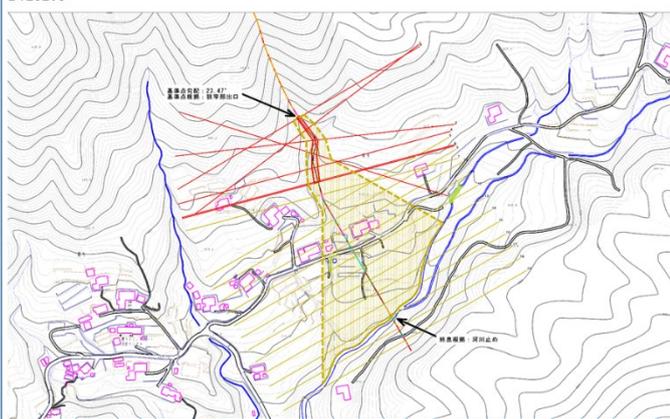
- 机上設定結果の現地確認と修正

【机上調査・現地調査】

- 土地利用状況調査
- 世帯数・人家戸数調査
- 公共施設等の状況調査
- 警戒避難体制の整備状況の把握
- 関係諸法令の指定状況の調査
- 宅地開発の状況及び建築の動向調査

5 区域設定調書(案)の作成

B128208



「著しい危害のおそれのある土地」の設定例(土石流)

1/2,500

2 区域設定のための調査

【机上調査】

- ◆ 1/2,500 以上の地形図（砂防基盤地図等）やデジタル地形図等を用いて地形調査を行い、危害の怖れがある土地の範囲設定の資料を作成します。
- ◆ 地質調査では、「著しい危害のおそれのある土地」を設定する際に用いる土質定数を設定します。
- ◆ 対策施設の有無や種類・規模等を調査し、その施設効果を評価します。
- ◆ 過去の災害履歴（降雨量と崩壊規模、被害の程度等）を調査し、危害のおそれのある土地等を設定する際の資料とします。

【現地調査】

- ◆ 現地調査では、机上調査で不足するデータを収集するとともに、現地状況の把握によって机上調査の結果の確認・修正を行います。

3 危害のおそれのある土地等の設定

【机上調査】

- ◆ 地形調査により得られた資料から危険箇所の地形状況を読み取るとともに、現地調査や災害実績調査等により、「危害のおそれのある土地」の区域を設定します。
- ◆ 「危害のおそれのある土地」のうち、土石の移動等により建築物に作用すると想定される力が、通常の建築物の耐力を上回る区域を「著しい危害のおそれのある土地」の区域として設定します。

4 危害のおそれのある土地等の調査

【机上調査】

- ◆ 机上設定した危害のおそれのある土地等の区域を現地で確認し、現地の地形に対し実状に合わない場合など適宜区域の修正を行います。

【机上調査・現地調査】

- ◆ 土地利用状況を調査し、危害のおそれのある土地等の人家戸数、人家の構造を調査します。
- ◆ 危害のおそれのある土地等にある公共施設や法人の事業所等を調査し、被災時の広域的な影響度合いを把握します。
- ◆ 雨量計・伸縮計等の設置状況、予警報発令基準の設定状況、避難場所の位置・建築構造、土砂災害に関する情報伝達システム等について調査を行い、警戒避難体制の整備状況を把握します。
- ◆ 危害のおそれのある土地等に関する諸法令の指定状況について調査します。
- ◆ 宅地開発の状況や建築・開発の動向について調査を行い、周辺並びに行政区域全体から見た今後の建築・開発の見込みを把握します。

5 区域設定調書(案)の作成

- ◆ 基礎調査の結果を指定の様式にとりまとめます。